

答 申 書

答申第 1 1 号（諮問第 1 1 号）

令和 7 年 3 月 1 9 日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和 6 年 7 月 5 日付け井発第 1 9 2 4 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 5 年 1 2 月 2 5 日付け井発第 6 3 1 7 号により、井
川町長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

「手数料・使用料等の収納事務」における「納入通知書・領収書」を一例として挙げると、納入通知書・領収書には「総務課」及び「会計管理者」という記載があり、会計管理者の地方自治法第171条第4項に規定される事務委任を行っていることは明らかである。よって「当町では…事務委任を行っていない」との理由で当該公文書が作成されていないことは「地方自治法」及び「財務規則」を無視又は軽視したもので、失当も甚だしいものである為、是正されるべきであると主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は「地方自治法第171条第4項の規定に基づく、会計管理者の権限に属する事務の委任について定め、告示した、最終施行のもの」の公文書公開請求に対して、「当町では地方自治法第171条第4項に規定される事務委任を行っていないため、当該文書を作成していない」と、存在しない理由を付して、非公開決定処分をしたものである。

これに対して審査請求人は、実例として「手数料・使用料等の収納事務」を根拠に、地方自治法第171条第4項に規定される事務委任は行われていると考えており、本件処分は、是正されるべきであると主張している。なお、審査請求人が添付書類として提出した「納入通知書・領収書」には、「総務課」及び「会計管理者」という文字があるが、これは単に担当課及び口座加入者名を表しているに過ぎず、事務委任をしていることを表すものではない。

この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

「地方自治法第171条第4項の規定に基づく、会計管理者の権限に属する事務の委任について定め、告示した、最終施行のもの」の公文書公開請求に対して、「当町では地方自治法第171条第4項に規定される事務委任を行っていないため、当該文書を作成していない」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年12月25日付け井発第6317号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年7月5日	諮問の受理（諮問第11号）
②	令和7年1月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年3月19日	答申案の審議
④	令和7年3月19日	答申

6 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士